

令和6年9月1日から

保険証が変わります

更新の方法

新しい藤色の保険証は、8月中に支部の窓口でお渡しまたは支部から郵送でお届けします。窓口での手続き期間は、令和6年8月1日(木)～8月30日(金)です。(夏季休暇期間を除く)

新しい保険証が届いたら

有効期限は令和7年11月30日です。

ただし、有効期限内に75歳になる方は、個々に期限が設けられています(75歳の誕生日の前日まで)。組合員が75歳になると、ご家族の有効期限も組合員の75歳の誕生日の前日までとなります。

桃色から藤色になります。

国民健康保険 被保険者証	有効期限	令和7年11月30日
記号 番号	170001	(枝番) 01
被保険者氏名	建設 太郎	
生年月日	昭和41年11月11日	性別 男
資格取得日	平成18年4月1日	
交付年月日	令和6年9月1日	9999999
組合員氏名	建設 太郎	
住所	東京都港区西新橋1-6-11	

見本

あなたの世帯の被保険者証記号番号です。組合にお問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

- 交付された保険証の記載事項に誤りがないか、ご確認をお願いします。
- 住所・氏名・生年月日が間違っていたり、被保険者に異動(別の保険に入った、転出した、家族が増えたなど)があったときは、必ず組合までご連絡ください。

9月1日からは新しい保険証をご使用ください。

- 組合を脱退されるときは、有効期限前であっても資格がなくなりますので保険証は使えません。保険証は必ず返却してください。組合を脱退後に保険証を使用したときは、医療費の全額を返していただきます。

※国の方針により今年12月2日から現行の保険証が発行されなくなるので、マイナ保険証の登録をお願いいたします。マイナ保険証については裏面をご覧ください。

今までの保険証は(桃色)

現在お持ちの保険証は8月31日までご使用になれます。有効期限までは絶対に破棄しないでください。

9月1日以降に、ハサミ等で細かく裁断するなどして確実に処分してください。